

教人第1011号
教高第1370号
教特第452号
教体第1023号
平成30年11月7日

各県立学校長 様

教育長 宮尾 千加子

県立学校における学校閉庁日について（通知）

このことについて、県立学校においては、児童生徒等及び教職員の心身の健康の増進や教職員の働き方の見直し等の観点から、平成30年度の夏季休業期間中に学校閉庁日を試行導入いたしました。

来年度につきましても、下記のとおり夏季休業期間中に学校閉庁日を設定します。つきましては、所属教職員及び保護者等への周知をお願いします。

記

1 期 間

2019年8月11日（日）から8月15日（木）までのうち原則3日間以上

2 実施内容

- (1) 原則、児童生徒等は登校させず、校内・校外を問わず、部活動等も実施しない。
- (2) 各種証明書の発行等の窓口業務を行わない。
- (3) 教職員の服務は、年次有給休暇、特別休暇及び週休日の振替え等とする。

3 その他

各学校においては、緊急対応が必要な事案に対処できるよう、緊急連絡体制を確保すること。なお、学校閉庁期間中の平日（8：30～17：15）の緊急対応については、下表のとおり県教育庁において対応する。

児童生徒等について	高 校 教 育 課（096-333-2685）
	特別支援教育課（096-333-2683）
	体 育 保 健 課（096-333-2711）
教職員について	学 校 人 事 課（096-333-2694）